

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（5件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】

2

北九州市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和4年2月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

田原新町自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	伊藤満明	北九州市小倉南区田原新町一丁目2番17号
変更後	澤池勝實	北九州市小倉南区田原新町一丁目1番3号

3 変更年月日

令和3年3月28日

北九州市告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和4年2月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 認可地縁団体の名称
ラ・ヴェール葉山町内会

- 2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	佐藤謙吉	北九州市小倉南区葉山町三丁目1番7号
変更後	山本邦子	北九州市小倉南区葉山町三丁目22番12号

- 3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市小倉南区葉山町三丁目1番7号
変更後	北九州市小倉南区葉山町三丁目22番12号

- 4 変更年月日

令和3年4月4日

北九州市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和4年2月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

堀越町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	福田由博	北九州市小倉南区大字堀越34番地
変更後	小森広行	北九州市小倉南区大字堀越54番地

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市小倉南区大字堀越34番地
変更後	北九州市小倉南区大字堀越54番地

4 変更年月日

令和3年4月4日

北九州市告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和4年2月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

蜷田自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	村川和男	北九州市小倉南区蜷田若園二丁目3番8号
変更後	崎田和範	北九州市小倉南区蜷田若園三丁目10番11号

3 変更年月日

令和3年4月25日

北九州市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和4年2月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 認可地縁団体の名称
日豊ニュータウン自治会

- 2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	福岡 明	北九州市小倉南区朽網西四丁目3番3号
変更後	長木法男	北九州市小倉南区朽網西三丁目3番16号

- 3 変更年月日
令和3年7月1日